

生徒心得

1 服装

(1) (制服)

制服は本校指定のものとする。

(2) (通学靴・通学鞆・通学コート)

通学靴・通学鞆および通学コートは、華美にならないようにする。

(3) (頭髪・アクセサリ)

頭髪は自然で清楚なものとし、アクセサリ類を身につけない。

2 諸届

(1) (欠席・遅刻・早退・忌引)

欠席・遅刻・早退・忌引などの必要性が生じたときは、事前にHR担任に連絡する。なお、事前に連絡ができない場合は、保護者が学校に電話連絡をする。

(2) (長期欠席)

欠席が引き続き7日以上に及ぶときは、その旨を保護者が学校に連絡する。また、必要に応じて、医師の診断書または欠席の理由を証明する書類を添えて届け出なければいけない。

(3) (遅刻届)

遅刻をしたときは、職員室で遅刻届の発行を受けて教室に入り、授業担任に遅刻届を提出する。

(4) (早退届)

早退をするときは、職員室で早退届を提出し、帰宅後は速やかに学校に電話で報告をする。

(5) (忌引)

忌引きの日数は父母7日、兄弟姉妹3日、祖父母3日、伯叔父・伯叔母1日である。

(6) (自転車通学)

自転車で通学する場合は、自転車通学届を提出し、学校指定のステッカーを
通学用自転車に貼付する。なお、校内では指定された駐輪場を利用する。

(7) (アルバイト)

特別な事情があってアルバイトを行う場合は、保護者が承諾のうえ学校にア
ルバイト届を提出する。なお、アルバイトは原則、1年次生の後期からとする。

(8) (器物破損)

校内の器物を破損したときは、速やかに担任等へ報告し、破損届を提出する。

3 生活

(1) (規範)

高校生として規律正しい生活を守り、社会のルールやモラルを守ること。

(2) (下校・帰宅)

放課後は下校時刻(午後5時30分)までに下校すること。部活動等で残留す
る場合は最終下校時刻(午後6時30分、休日は午後5時)までに下校し、すみ
やかに帰宅すること。

4 運転免許

(1) (免許取得)

単車・普通車などの運転免許の取得は原則として在学中は許可しない。

(2) (特例)

卒業年次において、卒業後直ちに運転免許を必要とする者が在学中に自動車
学校への入校を希望するときは学校長の許可を受けなければならない。

補足事項及びその他の規定

1 服装

ア. 制服の着用や身だしなみに関して、別添「身だしなみセルフチェック」に
準ずること。

イ. 通学靴について、他校の指定靴は認めない。進学・就職試験時や大学・企

業見学時には黒、紺、グレー等の手提げカバン（スクールバッグ等）が望ましい。

2 諸 届

(6) 自転車通学

- ア. 自転車保険等に参加すること。
- イ. 電動アシスト自転車は認めるが、ハンドルの位置が低い自転車は安全上、禁止とする。

(7) アルバイト

- ア. アルバイトは、6時から21時までとし、22時には自宅に帰着していること。なお、平日は1日3時間以内、土日祭日は1日6時間以内とする（全ての作業を含む）。また、アルバイトのできる日数は、1週間最大5日間までとする。
- イ. 定期考査の1週間前から考査期間中及び再考査に該当した場合は、その期間が終了するまでアルバイトは行わないこと。
- ウ. 高校生のアルバイト先としてふさわしくないと考えられる業種は禁止とする。
- エ. 学業不振や素行が悪いと判断された場合、または上記について違反があった場合は、アルバイトの中断を含め、生活改善のための支援を学校が行う。

3 生 活

(1) (規範)

【スマートフォン校内使用について】

- ア. 学校が定めるスマートフォンの使用に関する規定を確認した書類を提出する。
- イ. 学校メール配信に登録する。
- ウ. 家庭でのルールを3つ定めて守る。
- エ. 朝のSHR開始から帰りのSHR終了までは個人ロッカーで保管する。

(原則使用不可, この時間内に保護者と連絡が必要な場合は職員に申し出る。)

オ. ゲームや動画視聴は禁止とする。

カ. 歩きスマホ(イヤホン含む)は禁止とする。

【不要品の持ち込み・使用について】

学校生活において不要と判断されるものを持ち込んだり使用したりしてはならない。

【特別な指導について】

非行あるいは問題行動を起こした生徒については、健全なる人格の育成と自己指導能力の強化を目的として特別な指導を実施する。校則等に繰り返し違反した場合や情報モラルに違反した場合、未成年者の喫煙や飲酒の場に同席した場合も特別な指導の対象とする。